

ネパールビジネス法
-会社法の概要-
2024年2月7日

弁護士藤本卓也/三宅坂総合法律事務所
弁護士Gourish Krishna Kharel/Kto Inc.



目次

- | | |
|-----------|---------------|
| 1 進出方法 | 7 株主の権利と責任 |
| 2 会社の種類 | 8 取締役の義務と責任 |
| 3 会社の機関 | 9 非公開会社の特則 |
| 4 株主総会 | 10 撤退 |
| 5 取締役会 | 11 事前質問に対する解説 |
| 6 監査役・秘書役 | |

1 進出方法

契約方式

- ✓ 現地企業と契約
- ✓ 現地企業が事業を行う
- ✓ 販売店、代理店、業務提携

支店方式

- ✓ 日本企業が支店を開設
- ✓ 日本企業（支店）が事業を行う

子会社方式

- ✓ 日本企業が子会社設立
- ✓ 子会社が事業を行う

1 進出方法

子会社方式	支店方式	駐在員事務所方式
Companies Act (CA) 3 以下	CA154以下	CA154以下
親会社と別法人	親会社と同一法人	親会社と同一法人
親会社は有限責任	親会社は無限責任	親会社は無限責任
ビジネス可	ビジネス可	ビジネス不可
外資規制の適用(ネガ ティブリスト、最低投資金 規制等)	同左	外資規制の不適用
ネパール所得税	PEに該当	PEに該当せず

2 会社の種類

	非公開会社/private company	公開会社/public company
特徴	小規模事業 株主の関係が濃密 株主自治	大規模事業 株主の関係が希薄 ガバナンスに対する規制
株主数	1人以上101人未満(CA9(1))	7人以上(CA9(2))
取締役数	1人以上11人未満(CA86(1))	3人以上11人以下(CA86(2))
最低資本金	なし 但し、FITTAによる最低投資金 規制あり	NPR10,000,000(CA11) 但し、FITTAによる最低投資金 規制あり
公募	不可(CA10(c))	可(CA23等)

3 会社の機関



4 株主総会

	定時株主総会/ annual general meeting	臨時株主総会/ extra ordinary general meeting
開催時期	事業年度終了後6ヶ月以内に 開催	随時開催
決議事項	決算、利益配当、取締役の選 任、報酬等	随時決定
その他	非公開会社の場合、開催不 要にできる	

4 株主総会

株主総会の招集手続

✓ 招集権者

- 取締役会は、定時株主総会、及び臨時株主総会の招集可(CA82(1))
- 監査役は、臨時株主総会の招集を求めることができる(CA82(2))
- 株主は、定時株主総会の招集を求めることができる(CA76(3))
- 払込済資本金の10%以上を保有する株主、又は株主総数の25%以上の株主は、臨時株主総会の招集を求めることができる(CA82(3))

4 株主総会

株主総会の招集手続

✓ 招集通知

- 定時株主総会の場合、21日以上前、又は臨時株主総会の場合、15日以上前に、場所、日付、議題を記載して株主に通知(CA67(2))
- 2回以上、日刊紙に掲載(CA67(2))
- 非公開会社の場合、定款/articles of association、又はconsensus agreementで別途規定可(CA67(11))

4 株主総会

	普通決議/ ordinary resolution	特別決議/ special resolution
定足数	定款で加重する場合を除き、発行済株式総数の50%以上で、かつ、3人以上、但し、非公開会社の場合、定款で定める(CA73)	左同
決議事項	取締役の解任等	増資、減資、会社名変更等(CA83)
可決	出席株主の過半数(CA74(3))	出席株主の75%以上(CA74(3))

4 株主総会

株主総会の決議方法

- ✓ 代理人による出席可(CA71(2))
- ✓ 書面決議は公開会社は不可、非公開会社は可(CA149)
- ✓ 株主が利益相反取引の当事者の場合、議論に参加できず、かつ、議決権も排除される(CA70(1))

5 取締役会

取締役

✓ 資格

- 一般的欠格事由(CA89)
- 居住要件、国籍要件はなし(日本人が取締役になることは可能)
- 公開会社の場合、独立取締役必要(CA86(3))

5 取締役会

取締役

- ✓ 株主総会の普通決議により選任(CA87(1))
- ✓ 株主総会の普通決議により解任(CA89(3))
- ✓ 株主総会の普通決議により報酬を決定(CA91(1))

5 取締役会

取締役会の招集手続

- ✓ 招集権者(CA98)
- 定款で別途定める場合を除き、取締役会議長、秘書役は取締役会を招集できる
- 取締役総数の25%以上の取締役が請求した場合、取締役会議長は取締役会を招集する
- ✓ 招集通知は定款で定める方法による(CA98)

5 取締役会

取締役会の決議方法

- ✓ 代理人による出席不可(CA97(3)) (株主と異なり取締役の個性重視)
- ✓ 書面決議可(CA97(9))
- ✓ 利害関係のある取締役は 議論に参加できず、かつ、議決権も排除される(CA97(6))

5 取締役会

- ✓ managing director (MD) (CA96)
- MDは取締役の中から選任される
- MDは会社の業務執行を行い、取締役会は基本事項の決定、MDの業績評価、監督等を行う
- ✓ 取締役会の内部にcommitteeを設置することができる(CA95(8))

6 監査役・秘書役

監査役

- ✓ 資格
 - 会計士(CA111(1))
 - 独立性(CA112)(取締役との兼任不可)
- ✓ 公開会社の場合、株主総会の普通決議により選任(CA111(1))
- ✓ 原則として任期中は解任できない(CA119)

6 監査役・秘書役

■ 監査役の権限

- ✓ 会計監査業務(CA110)
- ✓ 監査報告書を提出する(CA115)
- ✓ 会計帳簿閲覧権(CA114)

■ audit committee(CA164)

- ✓ 一定規模の上場会社の場合、audit committeeの設置義務あり
- ✓ audit committeeは、監査役とは別個に業務監査を行う

6 監査役・秘書役

秘書役

- ✓ 資格(CA185)
 - 有資格者(ネパール国民に限定)
 - 独立性(取締役との兼任不可)
- ✓ 人数は1名以上
- ✓ 定款で定める方法に従い選任する
- ✓ 定款で定める方法に従い解任する

6 監査役・秘書役

秘書役の権限(CA186)

- ✓ 適用法令に従い、所轄機関に対し、必要書類を提出する
- ✓ 適用法令に従い、株主総会、取締役会の招集手続を行う
- ✓ 議事録その他の記録を適切に保管する

6 監査役・秘書役

監査役・秘書役の義務と責任

- ✓ 善管義務、忠実義務
- ✓ 損害賠償責任

7 株主の権利と責任

- ✓ 資料請求権(CA25)

株主は定款/memorandum of association、財務関係資料等の写しの交付を請求できる

- ✓ 不正調査権(CA121)

払込済資本金の10%以上を保有する株主、又は総株主数の1/4以上の株主は、法令違反、定款違反、consensus agreement違反を理由として、会社の調査を申し立てることができる

7 株主の権利と責任

株主の権利侵害に対する救済/oppression remedy (CA139)

- ✓ 会社が株主の権利、若しくは利益を侵害する、若しくはその可能性のある事業を行う場合、又は会社のための作為、若しくは不作為によって株主の権利、若しくは利益を侵害する場合、当該株主は、裁判所に対し申立てすることができる
- ✓ 裁判所は以下の行為等その他の適切と考える措置(差止、作為請求、株式買戻し、損害賠償等)をとることができる

7 株主の権利と責任

- ✓ 取締役の行為について差止請求(CA138)
- ✓ 代表訴訟(CA140)
 - 会社に代わって、会社のために、取締役の責任を追及する訴訟
 - 払込済資本金の2.5%以上保有する株主、又は株式数の5%以上を保有する株主は、会社のために、取締役等に対して訴訟提起できる

7 株主の権利と責任

株主の責任

- ✓ 原則として、有限責任(CA8)
- ✓ 例外的に、法人格否認の法理により、株主が会社の責任を負担する可能性がある

8 取締役の義務と責任

- ✓ 善管注意義務、忠実義務(CA99)
- 善管注意義務とは、一般人を基準とし、その者が置かれている状況において求められる合理的な程度の注意、技能等をもって行為する義務
- 忠実義務とは、自己又は第三者の利益を会社の利益の上位に置かない義務

8 取締役の義務と責任

- ✓ 利益相反規制
 - 会社との利害関係等に関する情報開示(CA92)
 - 会社の取引から個人的利益を得ることは禁止(CA99)
 - 公開会社の場合、取締役との重要取引について、株主総会の承認(CA93)
 - 非公開会社が金融機関等から借入をしている場合、株主総会の特別決議がある場合を除き、一定金額の借入等の禁止(CA105)
 - 取締役、主要株主に対する貸付等の禁止(CA101)
- ✓ 損害賠償責任、刑事責任(CA159以下)

9 非公開会社の特則

非公開会社の特則

- ✓ 株主総会に関する特則
 - 定時株主総会の開催不要(CA148)
 - 株主総会にて書面決議が可能(CA149)
 - 株主総会にてweb会議方式が可能(CA150)

9 非公開会社の特則

非公開会社の特則

- ✓ consensus agreementに関する特則(CA145)
- consensus agreementとは株主全員の合意書(CA2(z4))
- consensus agreementには会社運営に関する広範な事項を規定することができる(取締役会の不設置、定時株主総会の不開催、少数株主の保護等)

9 非公開会社の特則

1人会社の特則

- ✓ 株主総会の開催不要であり、1人株主の書面による決定書でたりる
(CA152)
- ✓ 取締役会の開催不要であり、1人株主の書面による決定書でたりる
(CA152)

10 撤退

株式譲渡

- ・ 会社法
- ・ 第三者に対して譲渡
- ・ 会社に対して譲渡（自己株式の取得）
- ・ 会社は存続

任意清算

- ・ 会社法
- ・ 債務完済可能
- ・ 会社は消滅

倒産

- ・ 倒産法
- ・ 債務完済不可能
- ・ 会社は消滅又は存続（再生）

10 撤退

- 株式譲渡(CA42以下)
 - ✓ 譲渡制限株式の場合、譲渡条件を充足
 - ✓ 株式譲渡契約の締結
 - ✓ 株券交付
 - ✓ 外国投資家の場合、産業局/Department of Industryの承認
 - ✓ 会社登記事務所/Office of Company Registrarに登録
 - ✓ 中央銀行/Nepal Rastra Bankに登録
- 自己株式の取得(CA61以下)
 - ✓ 原則不可、但し、所定条件を充足する場合可

10 撤退

- 任意清算(CA126以下)

- ✓ 債務完済できる場合

- ✓ 開始要件

- 株主総会の特別決議

- 定款/memorandum of association、articles of associationの規定

- consensus agreementの規定

10 撤退

■ 倒産

- ✓ 債務完済できない場合 (Insolvency Act (IA) 4)
- ✓ 申立権者が裁判所に対し申立をする
 - 会社
 - 5%以上の株主
 - 10%以上の債権者
 - 清算人

10 撤退

- 倒産

- ✓ 裁判所の決定により開始(IA22)

- 清算

- 再生計画の実施(IA23以下)

11 事前質問に対する解説

	子会社方式	契約方式
方式	日本企業が株主として子会社設立	日本企業が現地会社と契約
外国投資規制	あり	原則としてなし
適用法	会社法	民法
コントロール方法	株式数による多数決	契約による拘束
違反に対する救済	取締役の解任	金銭的損害賠償
相手方の離脱	子会社からの離脱不可	現地会社は契約解除可

11 事前質問に対する解説

■ managing directorの選任

- ✓ 原則として、取締役会の決議により取締役の中から選任する

■ managing directorの解任

- ✓ 一般的には定款にて、取締役会の決議により解任できると規定

■ 選任、解任について、届出不要

■ 費用



連絡先

弁護士 藤本卓也

三宅坂総合法律事務所

Email: t-fujimoto@miyakezaka.or.jp

弁護士 Gourish Krishna Kharel

Kto Inc.

Email: info@ktoinc.net

Website:

<http://ktoinc.net/>

免責事項

- 本書により提供する情報(以下「本情報」といいます。)については、慎重に作成し提供しています。しかしながら、本情報の全ての信頼性、正確性、最新性、及び完全性を保証するものではありません。
- 本書は会計、税務、法務その他の専門家による助言を含みません。ご利用者が行為または決定を行う前に、かかる専門家に相談することが必要です。
- 本書をご利用になったこと、又はご利用になれなかったことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。また、本書にリンクが設定されている他のサイトに関しても一切責任を負いません。